

国際ソロプチミスト諏訪の寄付を活用した 特定外来生物等駆除作業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、諏訪地域の特定外来生物等の駆除を促進するため、国際ソロプチミスト諏訪の寄付金を活用し地域において企業・団体・NPO等が実施する駆除作業（地域の実情や住民ニーズに対応した事業であること。また、営利を目的としない事業であること）に要する経費に対し、予算の範囲内で助成することについて必要な事項を定めるものとする。

(助成対象団体)

第2条 助成の対象は、諏訪地域において特定外来生物等駆除を行う企業・団体・NPO等とする。ただし、特定の宗教団体、政治団体若しくはこれらの外郭団体の活動又は特定の宗教若しくは政治的目的のための活動と認められるものでないこと。

(対象経費及び助成額)

第3条 第1条に規定する助成の対象となる経費及び助成額は、次の表のとおりとする。

対 象 経 費	助 成 額
企業・団体・NPO等が実施する特定外来生物等の駆除作業に要する経費。（当該事業に直接必要な経費とし、総会等の会議費、会食代、備品購入費等及び第6条の助成金実績報告書の提出までに支出が完了していない経費（支出したことを証する書類が添付されていない経費を含む。）は含まない。）	原則とし、一の事業に係る交付金の上限額は5万円とする。

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする企業・団体・NPO等は、別に定める日までに特定外来生物等駆除作業の実施日時、実施主体、実施場所、実施内容を明記した特定外来生物等駆除作業助成金の交付申請（様式第1号）を、会長に提出するものとする。

(対象事業の選定)

第5条 対象事業の選定については、前項により申請のあった事業の中から、当該年度の予算の範囲内で決定するものとする。

(実施報告等)

第6条 助成金の交付を受けた企業・団体・NPO等は、助成金の交付決定のあった事業の完了の日から起算して30日を経過した日、又は交付の決定のあった日の属する年度の1月末日のいずれか早い日までに、請求書（様式第3号）、実施経過及び処理経費総額のわかる書類（様式第2号）、駆除作業を行ったことが確認できる写真、購入した物品が確認できる写真等を会長に提出するものとする。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年5月30日から施行する。

(一部改正)
令和6年6月5日 一部改正
令和7年5月29日 一部改正
令和8年5月29日 一部改正